

懲戒処分等について

下記の事案につきまして、関係職員の処分を行いましたので、公表します。

記

1 被処分者

- (1) 所属名及び職名：前市民・人権課 係長
- (2) 処分内容：減給 10 分の 1（3 カ月）

2 処分年月日

令和 6 年 9 月 27 日

3 処分事由

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

4 事案の概要

令和 3 年度から令和 5 年度にかけて、課内に設置していたデジタル複合機の使用料について適切な事務処理を行わず、私費により計 1,158,840 円を立替払いしていたもの。あわせて、市から業者への支払いが遅れたとして、遅延利息分 44,200 円を損害賠償金として支払い和解したもの。

また、上記の他、私費による立替払いを 2 件（計 275,220 円）行っていたもの。

5 関係者の処分

事案発生当時、管理監督する立場にあった市民・人権課長 1 名を戒告の懲戒処分とした。併せて当時の課長補佐 2 名を訓告処分とした。